

7監総第706号

令和8年1月15日

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和7年12月8日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、審査請求において、請求人から反論の機会を不当にはく奪する審理員の事務処理等は違法・不当であるとして、事務処理に至った原因の究明等を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されている。）があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。また、監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

請求人は審査請求において審理員が行った事務処理（以下「本事務処理」という。）について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に定める手続に違反している、請求人に対して説明がなく、東京都行政に対する信頼を著しく損なう重大な「不作為」であるなどと主張している。しかし、これらの主張は上記①から⑥までのいずれにも

該当しないため、都の財務会計上の行為を対象とした請求であるとはいえない。したがって、本件事務処理は、住民監査請求の対象にはならない。

また、請求人は本件事務処理に係る郵送費等の経費は、職員の過失に起因する公金の不当支出に該当するとも主張している。

平成4年12月15日最高裁判所判決によれば、「当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定に基づく損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である。」とされている。

これを本件について見ると、請求人の主張の根拠は、先行する本件事務処理を理由とすることのみであり、本件事務処理に係る郵送費等の支出自体がいかなる財務会計法規上の義務に違反するのかについて、その違法性又は不当性について具体的かつ客観的に掲示したものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。